

5 宿泊要項

1 目的

この要項は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関する必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会及び第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会配宿センター及び第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体及び宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1 人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
 - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次のとおりとする。ただし、大会役員等が定員未満での利用などを希望する場合は、この料金を超えることがある。

ア 愛知県内に宿泊する場合

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	8,500円～13,000円	5,950円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	9,350円～14,300円	6,545円～10,010円	

イ 恵那市内及びその周辺に宿泊する場合

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	8,400円～13,000円	5,880円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	9,240円～14,300円	6,460円～10,010円	

[注] 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み（税抜）とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

(ア) 愛知県内で宿泊する場合

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,800円～10,400円	7,650円～11,700円
	税込	7,480円～11,440円	8,415円～12,870円

(イ) 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,720円～10,400円	7,560円～11,700円
	税込	7,390円～11,440円	8,310円～12,870円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して大会終了後、振込することとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金（税抜）の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金（税抜）の全額	

[注] 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消しする場合は、アの定めに關わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 不慮の災害等により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの宿泊取消料を適用するものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めに關わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2021年1月23日（土）15時から2021年2月1日（月）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合

は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあっては、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めないものとする。

- (2) 宿泊の申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊の取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。
なお、不適切な対応が生じた場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込 (8%)	972円以内

※弁当は軽減税率の対象となる。

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関する必要な事項は、実施要領に定めるものとする。